

支援の概要

<p>感染防止対策に要する費用 【国補助】</p>	<p>〈令和3年10月1日から令和3年12月31日までにかかる感染防止対策に要するかかり増し費用について補助〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無床診療所 : 上限8万円 ・有床診療所・病院 : 上限10万円
<p>設備整備に要する費用 【道補助】</p>	<p>〈発熱者等診療・検査医療機関の設備を整備するにあたって必要な以下の費用について補助〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPAフィルター付き空気清浄機 : 905,000円（1施設当たり） ・HEPAフィルター付きパーテーション : 205,000円（1台当たり） ・个人防护具 : 3,600円（患者1人当たり） ・簡易ベッド : 51,400円（1台当たり） ・プレハブ外来（簡易診療室）を設置する場合、付帯する備品を含めて実費相当額を補助
<p>検査機器の整備に要する費用 【道補助】</p>	<p>〈発熱者等診療・検査医療機関の検査機器を整備するにあたり、付帯する備品等を含めて実費相当額を補助〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代シークエンサー ・リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む） ・等温遺伝子増幅装置 ・全自動化学発光酵素免疫測定装置
<p>医療用物資の配布</p>	<p>〈発熱者等診療・検査医療機関向けに、診療の際に必要なPPE等の医療物資について、国から都道府県を通して各医療機関に現物で配布〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク（サージカルマスク・N95マスク） ・フェイスシールド ・長袖ガウン ・手袋
<p>診療報酬上の措置</p>	<p>〈発熱患者等の診療・検査にあたって、診療報酬上の臨時的な取扱いとして、加算あり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱者等診療・検査医療機関であることを自治体HP等で公表する場合、二類感染症患者入院診療加算 : 250点 ・院内トリアージ実施料 : 300点 ・特に必要な感染予防策を講じた上で6歳未満の乳幼児を診察した場合、 （令和3年9月30日まで）乳幼児加算に相当する点数及び地域包括診療加算1に相当する点数を合算した点数 : 100点 （令和3年10月1日以降）地域包括診療加算1の2倍相当の加算 : 50点